

学校給食（停止・再開）届出書

年 月 日

(あて先) 霧島市長
(校長経由)

学校給食費負担者 住 所
(保護者等) 氏 名
電話番号

霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり学校給食の提供の（停止・再開）を希望するので届け出ます。

対象となる児童等		学校・学年等			
		(フリガナ) 氏 名		生年 月 日	
届け出る項目に記載してください	停止の場合	年 月 日から 年 月 日まで ※転出の場合及び終期が未定の場合は始期のみ記入し、再開する際に再開届を提出してください。			
	霧島市立学校間の転校の場合	・現在の学校で最後に学校給食の提供を受ける日 【 年 月 日 】 ・転出先の学校名と学校給食提供開始予定日を記載してください。 転出先学校名【 】 学校給食提供開始予定日【 年 月 日 】			
	再開の場合	年 月 日			
学校給食の停止を希望する場合の理由		<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【注意事項】 1. 疾病その他やむを得ないと認められる事由で、連続して5日以上（土日祝日等を除く）学校給食を喫食しない場合に給食費を減額します。 <u>学校給食の提供停止を希望する日の3日前までに届け出てください。</u> 2. 給食の提供を再開する場合、 <u>学校給食の提供再開を希望する日の3日前までに届け出てください。発注の都合上、学校給食の提供ができない場合があります。</u>					

学校 使用 欄	受付印	教育委員会への送付日
		担当者

教育委員会 処理欄	
--------------	--

記載例

第5号 様式(第9条関係)

学校給食(停止・再開)届出書

年度当初から欠食する場合は「4月6日」付で
その後は、随時

令和5年4月6日

(あて先) 霧島市長
(校長経由)

(保護者) 住 所 霧島市国分中央三丁目45番1号
氏 名 霧島 四郎
電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関
のとおり学校給食の提供の(停止・再開)を希望

年度当初から欠食する場合は「4月6日」付で
その後は、随時

対象となる児童等	学校・学年等	給食小学校1年1		
	(フリガナ) 氏 名	キウシヨク シロウ 給食 二郎	生年 月 日	平成●年●月●日
届け出る項目に記載してください	停止の場合	年 月 日から 年 月 日まで ※転出の場合及び終期が未定の場合は始期のみ記入し、再開する際に再開届を提出してください。		
	霧島市立学校間の 転校の場合	・現在の学校で最後に学校給食の提供を受ける日 【 年 月 日 】 ・転出先の学校名と学校給食喫食開始予定日を記載してください。 転出先学校名【 】 学校給食喫食開始予定日【 年 月 日 】		
	再開の場合	年 月 日		
学校給食の停止を希望する場合の理由	<input type="checkbox"/> 転出 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			
【注意事項】				
1. 疾病その他やむを得ないと認められる事由で、連続して5日以上 喫食しない場合に給食費を減額します。学校給食の提供停止を希望する日の3日前までに届け出てください。				
2. 給食 学校で記載してください 学校給食の提供再開を希望する日の3日前までに届け出てください。発注の都合により、遅延する場合があります。				

「入院のため」など

学校で記載してください

学校 使用欄	受付印	教育委員会への送付日
		担当者

教育委員会 処理欄	
--------------	--

今回の変更点

※本様式の取扱いについて

○連続して5日以上学校給食を欠食する場合、霧島市立の幼稚園、小学校、中学校以外に転籍する場合及び、霧島市立学校間の転校の場合にも本様式の提出が必要になります。

(霧島市立の幼稚園、小学校、中学校以外に転籍する場合、停止の理由は「転出」になります。)

○事務説明会でもお話ししましたが、制度上（建前上）は、本届出が保護者から提出された後、条件を満たせば減額対象となり、条件を満たさなければ対象外という流れになります。

ただ、現実的には、保護者からの欠席（欠食）の電話連絡から始まる場合がほとんどだと考えられますので、減額対象となる可能性がある際は、次のような取扱いとしてください。

